

## ○ 定款附属書事業漁業協同組合連合会役員選任規程例

〔最終改正…令和六年四月一日5水漁第1581号〕

### (選任期日)

- 1 第一条 役員は、任期の満了による選任は、当該役員は、任期が満了する日の通常総会においてこれを行う。
- 2 第十二条の規定による再選任及び第十三条の規定による補欠選任は、その事由が生じた日から三十日以内に、これを行う。

### (選任の方法)

- 1 第二条 役員は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長は、役員は、役員を選任を行う総会の招集通知には、選任する理事又は監事の数を示さなければならない。

### (選任議案)

- 1 第三条 役員は、役員を選任に関する議案は、会長がこれを総会に提出する。
- 2 会長は、役員は、役員を選任に関する議案を総会に提出するには、別表で定める区域ごとに、その区域内に住所を有するこの連合会の正会員で、その区域内に住所を有するこの連合会の正会員を代表するものとして選ばれた者をもって構成する推薦会議において推薦された者につき、議案を作成してしなければならない。
- 3 推薦会議は、前項の規定により役員候補者を推薦しようとするときは、本人の承諾を得ておかなければならない。
- 4 推薦会議は、第二項の規定により推薦する者を決定したときは、その推薦する者の住所、氏名、理事又は監事の別、理事にあっては正会員（正会員の正会員を含む。以下この条において同じ。）の役員又は正会員の正組合員（法人にあっては、その役員）（以下「正会員等」という。）又はその他の別を直ちに会長に報告しなければならない。
- 5 会長は、役員は、役員を選任を行う総会の招集の通知に際して、前項の規定により報告のあった者の住所、氏名、理事又は監事の別、理事にあっては正会員等又はその他の別その他水産業協同組合法施行規則第百六十七條及び第百六十八條に定める事項を総会の日の一週間前までに、会員に対して通知しなければならない。

(備考) 法第九十二條第三項において準用する法第四十七條の五の二に規定する電子提供措置をとる場合には、第五項を次のとおり規定

すること。

- 5 会長は、役員は、役員を選任を行う総会の招集の通知に際して、前項の規定により報告のあった者の住所、氏名、理事又は監事の別、理事にあっては正会員又はその他の別その他水産業協同組合法施行規則第百六十七條及び第百六十八條に定める事項を総会の日の一週間前までに、会員に対して提供しなければならない。

### (投票)

- 1 第四条 第二条第一項の決議は、無記名投票によってこれを行う。
- 2 選任の決議は、候補者を区分して行ってはならない。
- 3 第一項の投票は、所定の投票用紙に賛否を記入し、これを投票箱に投入して行わなければならない。
- 4 正会員は、選任を行う総会の当日会員名簿の記載等によりその資格を明らかにした上、投票用紙の交付を受けるものとする。

### (書面又は代理人による議決権の行使)

- 1 第五条 正会員は、書面又は代理人をもって役員は、役員を選任の議決権を行使することができる。
- 2 代理人が代理しうる正会員の数は、四会員までとする。

### (投票用紙等の交付)

- 1 第六条 連合会は、役員は、役員を選任を行う総会の招集の通知に際して、正会員に対し、正会員が書面による議決権を行使するための投票用紙及び投票用紙を交付しなければならない。

### (書面による投票)

- 1 第七条 前条の規定により投票用紙及び投票用紙の交付を受けた正会員が、書面による議決権を行使しようとする場合は、投票用紙に賛否を記入し、投票用紙を投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に署名し、定款第四十四條第二項に規定する書面の提出期限までにこの連合会に提出しなければならない。

### (代理人による投票)

- 1 第八条 正会員が代理人をもって選任の議決権を行使しようとするときは、その正会員の使用人又は他の正会員を代理人として、代理権を証

する書面を持参せしめなければならない。

2 代理人は、選任を行う総会の当日代理権を証する書面を提示してその資格を明らかにしなければ投票用紙の交付を受けることができない。

(開票)

第九条 議長は、投票が終わったときは、あらかじめ総会において選任した立会人四人立会いの上投票箱を開き、投票を点検し、直ちにその結果を宣言しなければならない。

2 役員候補者となっている者は、前項の立会人となることができな

(無効投票)

第十条 次に掲げる投票は、無効投票とする。

一 所定の用紙を用いないもの

二 賛否を確認し難いもの

三 書面をもって投票を行う場合、定款第四十四条第二項に規定する書面の提出期限までにこの連合会に提出されなかったもの

(就任)

第十一条 役員を選任に関する議案が総会において可決されたときは、会長は、直ちに役員に選任された者（以下「被選任者」という。）の住所、氏名、理事又は監事の別、理事については正会員等又はその他の別を公告しなければならない。

2 被選任者は、前項の規定による公告があったとき、役員に就任するものとする。

(備考) この規程に基づいてする公告について、定款に規定する方法と異なる方法によりする連合会にあっては、第一項中「公告」を「公告（この規程に基づいてする公告は、この連合会の掲示場に掲示してするものとする。）」とするなど適宜記載すること。

(再選任)

第十二条 選任後九十日以内に被選任者が定款第二十六条の二各号の一に該当することとなり又は死亡したときは、その不足の員数につき、再選任しなければならない。

(補欠選任)

第十三条 役員全部又は一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が理事の定数の三分の一未満であるとき若しくは監事の定数の三分の二未満であるとき又は役員に欠員を生じた時が役員任期満了前三月以内であるときは、次の総会まで補欠選任を行わないことができる。

(備考) 経営管理委員を置く連合会においては、本規程中「会長」を「経営管理委員会会長」に、「理事」を「経営管理委員」に、「理事会」を「経営管理委員会」に改めるとともに、第一条第一項中「役員任期」を「役員（理事を除く。以下同じ。）の任期」に改めること。